

(別添 4)

就労準備支援事業実施要領

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足していたり、複合的な課題があり、社会や人との関わりに不安を抱えている、日常生活面での課題がある、就労意欲が様々な理由により低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的に実施することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア (1) のア又はイに該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ (2) のアに該当しない者であって、(1) のア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 都道府県等が就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること。

(3) 特定被保護者による利用

被保護者であってその状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者等（以下「特定被保護者」という。）については、生活困窮者就労準備支援事業の利用が可能である。特定被保護者による事業の利用は、福祉事務所からの通知によるものとなるが、「特定被保護者対象事業による支援について」（令和7年3月31日社援保発0331第5号・社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）を参照し、福祉事務所との十分な連携を図られたい。

4 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、経済的自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなぐ体制を確保するとともに、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した個別の就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

日常生活に必要な生活習慣の形成を促すため、様々なプログラムを活用しながら、規則正しい起床・就寝、適切な身だしなみに関する助言等を行う。

ウ 社会生活自立に関する支援

他者との関係や社会とのつながりを促すため、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けたグループワーク等での支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 経済的自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成支援等を行う。また、必要に応じて就労訓練事業を活用する。

オ 就労体験時の交通費の負担軽減に資する支援

(ア) 目的

就労準備支援プログラムの1つである就労体験の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を行い、就労準備支援事業、就労体験の

利用促進を図る。

(イ) 支援対象者

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援の対象者は以下のとおりとする。

- ・ 就労準備支援プログラムの作成・見直しを経て、就労準備支援プログラムとして、就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された者
- ・ 就労体験を利用することにより、一般就労に繋がる可能性が高い者

(ウ) 支援条件

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援の条件は以下のとおりとする。

- ・ 事業実施主体による移動手段の提供（車両の借り上げ等）が困難であること
- ・ 公共交通機関の利用を要さない近距離の就労体験先を支援調整会議で検討したうえで、公共交通機関を利用する就労体験先を利用することが一般就労につながる可能性が高いと支援調整会議に諮られていること
- ・ 支援調整会議を踏まえ、自立支援計画（プラン）に利用する就労体験先、就労体験の目的、交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること

(エ) 支援の範囲

交通費の負担軽減支援の範囲は以下のとおりとする。

- ・ 公共交通機関を利用して就労体験先へ行くための交通費の実費
- ・ 就労体験先1箇所あたり10営業日まで
- ・ 1人あたり年間3箇所まで

さらに、上記アからオに定める支援を踏まえ、

- ・ 農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を行う就農訓練事業
- ・ 就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者などを対象として、障害者等の支援により蓄積された専門的なノウハウを活用した就労支援を行う福祉専門職との連携支援事業
- ・ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するために、訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施することが可能である。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況

を勘案し、都道府県等が必要と認める場合にあつては、1年を超える利用期間とすることも可能である。

なお、自立相談支援事業のアセスメントにおいて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、プランの更新及び就労準備支援事業の支援プログラムの再作成を行うこと。

(3) 配置職員

就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であつて、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であることが望ましい。

福祉専門職との連携支援事業を実施する場合は、福祉専門職を直接雇い上げる方法、社会福祉法人等（具体的には、福祉専門職が配置されている事業所等）へ委託して事業を実施する方法等により、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、臨床心理士等の福祉専門職を配置すること。

地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施する場合は、ひきこもり支援や障害者に対する就労支援を担う実施団体等への委託（既に就労準備支援事業を実施している場合は再委託も可）が実施方法として考えられる。

5 留意事項

- (1) 自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業は一体的に実施するものとしているため、就労準備支援事業の実施事業者は、自立相談支援機関と十分に連携を図り、事業を実施すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和7年4月1日付け社援地発 0401 第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添3「就労準備支援事業の手引き」）を参照すること。
- (3) 生活保護の受給に至った者に対しては、必要に応じて特定被保護者による本事業の利用や被保護者就労準備支援事業の利用につなぐなど、本人への継続的な支援の観点から生活困窮者自立支援制度と一体的・連続的な支援が行えるよう配慮すること。
- (4) 就労準備支援に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することが望ましい。
- (5) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面について

は、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

- (6) 工賃など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。ただし、支援調整会議において当該支援対象者が一般就労の可能性が高くなると判断された場合については、公共交通機関の利用実費に限って交通費を支援することができる。
- (7) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- (8) 就農訓練事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」(平成 28 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 18 号、社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。
- (9) 福祉専門職との連携支援事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」(平成 29 年 3 月 27 日付社援保発 0327 第 1 号、社援地発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。
- (10) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施に当たっては、別途通知する「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施について」(平成 30 年 3 月 29 日付社援保発 0329 第 3 号、社援地発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。

(別添5)

被保護者就労準備支援等事業実施要領

1 目的

被保護者就労準備支援事業（以下「本事業」という。）は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業や農業体験や研修を通して就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労支援や社会参加促進を支援する事業、障害者等への就労支援のノウハウを持った支援者（以下「福祉専門職」という。）の知識や技術を活用し、より効果的な支援体制を構築する事業、被保護者就労準備支援推進員による広域実施の推進、地域住民等との関係が希薄なひきこもりや中高年齢者等に対して、訪問支援（アウトリーチ等）による個別支援や就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う事業を実施し、就労への可能性を高めることなどを目的とする。

また、家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対する家計改善支援、さらに、現在の住居における居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、訪問による情報提供、相談対応等、日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする事業、生活保護関係職員の資質向上のための研修、個別支援プログラムを整備し実施する事業、生活保護受給中の子育て世帯に対する支援を強化するため、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、被保護者就労準備支援事業等の実施を加速化する事業並びに関係機関との連絡調整を行う事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業）、被保護者家計改善支援事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。）を実施し、生活保護受給者の自立を支援するとともに、生活保護制度の適正な運営を確保することを目的とする。

2 事業の種類

本事業は、以下の事業を実施する。

- (1) 被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業、被保護者就労準備支援推進員の配置、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業）

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適

切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 対象者

就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「対象者」という。）

ウ 実施内容

都道府県等が実施する場合も委託による場合も以下により実施することとする。なお、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が行われている場合は、地域の実情に応じて当該事業との一体的実施、又は特定被保護者対象事業（「特定被保護者対象事業による支援について」（令和7年3月31日社援保発 0331 第5号／社援地発 0331 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長／地域福祉課長通知））の実施に努めること。

（ア）一般事業

a 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言、指導等を行う。

b 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

c 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成訓練等を行う。

d 上記 a～c に関する支援は、e に基づき、利用者の状況に応じて行うこと。

e 支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため、対象者ごとに抱える課題や目標、支援の具体的内容を設定すること。

また、対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行うこと。

（イ）生活困窮者等の就農訓練事業

「（ア）一般事業」に定める支援を踏まえ、農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を実施する就農訓練を実施すること。

（ウ）福祉専門職との連携支援事業

「(ア) 一般事業」に定める支援を、福祉専門職が被保護者就労準備支援担当者と連携して実施すること。支援の実施にあたっては、特に次の事業内容について配慮すること。

a 対象者に対する適切なアセスメント

対象者が解決すべき課題の把握・分析、課題解決に向けた支援計画（被保護者就労準備支援シート）の作成、支援内容の評価、評価を踏まえた支援計画の変更等

b 支援におけるバックアップ

被保護者就労準備支援担当者に対する専門的な知見に基づく技術的な指導・助言、対象者が継続して就労準備支援を受けられるように心身の健康状態の把握や信頼関係の構築 等

(エ) 被保護者就労準備支援推進員の配置

広域実施による効率的・効果的な取組を推進することを目的として、被保護者就労準備支援推進員を広域による事業実施を行う自治体に配置し、被保護者就労準備支援事業における都道府県内等の地域資源や支援効果等の分析、支援方法の調査・研究を行い、広域実施による効率的・効果的な取組を推進する。

(オ) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業

ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するために、訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う。

エ 実施期間

対象者に対する支援は、原則として1年を超えない期間で行うものとする。ただし、保護の実施機関の判断により、改めて本事業を利用することが適当と判断されたときは、1年の利用期間を終えてからの事業の再利用が可能である。

また、支援の結果、就職をした場合には、原則として、本事業の利用は終了することとなるが、保護の実施機関が当該事業への継続した参加が適当と判断した場合には引き続き支援を継続して差し支えない。

オ 留意事項

(ア) 本事業の実施にあたっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定すること。

(イ) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

(ウ) 工賃や交通費など本人に対する手当は事業費から支出しないこと。

(エ) 本事業の実施にあたっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付社援保

発 0409 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」(平成 28 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 18 号、社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)及び「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」(平成 29 年 3 月 27 日付社援保発 0327 第 1 号、社援地発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)、「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施について」(平成 30 年 3 月 29 日付社援保発 0329 第 3 号、社援地発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。

(2) 被保護者家計改善支援事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

(ア) 家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援

原則、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成 27 年 3 月 6 日付け社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の別紙「4. 家計改善支援事業の手引き(別添 4)」等で示されている、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業と同等の内容とするが、被保護者家計改善支援については以下の点に留意すること。

生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合、事業の効率的・効果的な運営の観点から、地域の実情に応じた一体的な実施、又は特定被保護者対象事業の実施に努めること。なお、一体的な実施が難しい場合は、単独での実施も可能である。

また、相談支援に従事する者は、以下の事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

a キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等の作成

家計表やキャッシュフロー表等を活用することにより、相談者の家計を「見える化」し、家計に関する問題を分かりやすくしたり、生活の再生の目標を具体的に捉えやすくする支援を行うこと。

またこれらの帳票を活用しながら、家計の現状や見通しを具体的に示しながら、相談者自身の家計に対する理解を深め、本人が自ら家計管理をしていく能力を身に付けられるようにすること。